

業者収集マンションにおける資源ごみの分別排出の促進に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、家庭ごみの収集を一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に依頼している共同住宅等（寄宿舍、下宿を含む。）における資源ごみの分別排出を促進するために必要な事項を定めることにより、業者収集マンションにおける廃棄物の減量及び適正処理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、規則及び京都市一般廃棄物処理実施計画において使用する用語の例による。

2 条例第16条第1項及び同条第2項に規定する共同住宅等を管理する者又は共同住宅等を管理しようとする者とは、管理会社、管理組合、管理人等、その名称にかかわらず、所有者から当該共同住宅等における廃棄物の許可業者への収集依頼等廃棄物の管理について委託を受けている者（以下「管理者」という。）をいう。

(届出内容の確認及び立入調査等)

第3条 市長は、条例第16条第2項の規定による届出のあった共同住宅等が業者収集マンションであるときは、ごみ分別に関する届出内容が京都市一般廃棄物処理計画に定める分別方法等に適合していることを確認するとともに、条例第57条の規定による立入調査により、届出内容に沿った分別排出が行える環境が整っていることを確認するものとし、必要に応じ、届出者に対し、本市における分別に関する取組について周知するものとする。

(指導)

第4条 市長は、条例第16条第2項の規定による届出の内容、条例第57条の規定による立入調査の結果、その他の客観的な情報に基づき、業者収集マンションにおいて、入居者が資源ごみの分別排出を行える環境の整備が不十分であるため、条例第35条第1項に規定する受入基準を遵守できないと判断したときは、当該業者収集マンションの所有者又は管理者に対し、指導票（第1号様式）を交付し、必要な指導及び啓発を行うとともに期限を定め、改善計画書（第2号様式）の提出を求めることとする。

(収集停止の指示及び関係者への通知)

第5条 市長は、前条の規定による改善計画書が期限までに提出されないとき、又は提出された改善計画書に記載されたとおりに資源ごみの分別排出を行える環境の整備が行われず、規則第14条第11号及び同条第12号に定める資源ごみが、本市の設置する一般廃棄物処理施設のうち、焼却又は破碎による処分を行う施設に搬入されるときは、許可業者に対し、期限を定め、当該

業者収集マンションの燃やすごみの収集停止を指示（第３号様式）することとする。

２ 市長は、前項の指示を行ったときは、当該業者収集マンションの所有者又は管理者にも受入拒否を通知（第４号様式）するとともに、入居者へも周知を行う。

３ 市長は、第１項の通知を行ったときは、他の許可業者が当該業者収集マンションのごみを収集することがないように、全許可業者（ごみの収集に係るものに限る。）に対し、当該措置の内容を通知する。

（受入再開）

第６条 前条により収集停止措置を行った業者収集マンションについて、当該業者収集マンションの所有者又は管理者から改善が完了した旨の報告があったときは、市長は速やかに状況確認を行い、受入基準に適合していることを確認のうえ、前条各号で通知した者に対し、その旨通知するとともに受入れを再開するものとする。

（補則）

第７条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２２年６月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、決定の日から施行する。（平成３１年４月１９日環境政策局長決定）

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

指 導 票

マンション等名称	
マンション等所在地	
所有者又は管理者氏名	
事務所所在地	
立入調査の結果、上記業者収集マンションにおいて、入居者が資源ごみの分別排出を行える環境の整備が不十分であり、当該マンション等から排出されるごみについて、京都市が定める受入基準を満たさないと判断します。 ついては、下記のとおり改善が必要と認められることから、改善計画書（第 2 号様式）を作成し、提出してください。 検査員： 記 1 改善が必要な内容 (1) 資源ごみの分別排出の実施 分別ルール決定、収集業者との資源ごみ回収契約締結 (2) 保管場所・保管方法の改善 (3) 入居者への周知 (4) 届出書の提出 (5) その他 2 提出期限 年 月 日 3 提出先：	
指導票受領者 職・氏名 (署名)	
備 考	

正当な理由なく、上記改善を実施しない場合は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 35 条第 2 項の規定に基づき、市施設への搬入をお断り（収集停止指示）します。

第2号様式（第4条関係）

改善計画書

(あて先) 京都市長	年 月 日
所有者又は管理者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	所有者又は管理者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 - -

年 月 日付けで指導のあった事項について、改善計画書を作成したので提出します。本計画書に基づき誠実に改善を実施します。

指導事項	改善内容
実施予定年月日	

（一般廃棄物処理業許可業者） 様

京都市長

印

収集停止指示書

下記のマンション等から排出されるごみについては、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 3 5 条第 2 項の規定に基づき、本市施設での受入を拒否します。よって、下記マンション等のごみを収集することはできません。

なお、本指示に従わず当該マンション等のごみを収集した場合は、行政処分の対象となるのでご注意ください。

記

1 マンション等名称 _____

2 マンション等所在地 _____

3 受入を拒否する理由

上記マンション等から排出されるごみは、資源ごみの分別排出、分別回収が行われず、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 1 4 条第 1 1 号又は同条第 1 2 号に規定する受入基準（再生が可能な資源ごみの搬入）に合致していないため。

4 受入拒否を開始する日 _____年 _____月 _____日

5 期 間 改善が実施されるまでの期間

< 参考 >

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

第 3 5 条 本市が設置する一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、別に定める基準に従わなければならない。

2 前項の場合において、廃棄物を搬入しようとする者が同項の基準に従わないときは、市長は、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

第 1 4 条 条例第 3 5 条第 1 項に規定する別に定める基準は、次に掲げる廃棄物を搬入しないこととする。

(1) ～ (10) 略

(11) 紙又は紙製品が一般廃棄物となったもののうち再生利用が可能なもの

(12) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、焼却又は破碎による処分を行う施設に搬入しようとする場合にあつては、条例別表第 1 備考 1 に規定する特定資源ごみのうち、再生利用をすることができるもの

条例別表 備考

- 1 「特定資源ごみ」とは、缶、ガラスびん、ペットボトル（市長が指定するものに限る。）並びにプラスチック製の容器及び包装（市長が指定するものに限る。）をいう。

（マンション等所有者又は管理者）様

京都市長

印

受入拒否通知

下記の業者収集マンションから排出されるごみについては、下記の理由により本市施設での受入れができません。よって、下記の許可業者は、当該ごみの運搬の受託はできないことから本市は、下記許可業者に対し、別紙（号写し）のとおり、収集停止を指示しました。

記

1 マンション等名称 _____

2 マンション等所在地 _____

3 燃やすごみ収集の許可業者 _____

4 受入を拒否する理由

上記マンション等から排出されるごみは、資源ごみの分別排出、分別回収が行われず、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第14条第11号又は同条第12号に規定する受入基準（再生が可能な資源ごみの搬入）に合致していないため。

5 受入拒否を開始する日 年 月 日

本市施設での受入を再開するためには、資源ごみの適正な分別排出と分別回収が必要です。排出方法等必要な事項について、改善計画書を提出してください。なお、上記、受入拒否を開始する日までに改善が完了した場合は、速やかに京都市まで連絡してください。

6 期 間 改善が実施されるまでの期間

＜参考＞

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

第35条 本市が設置する一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、別に定める基準に従わなければならない。

2 前項の場合において、廃棄物を搬入しようとする者が同項の基準に従わないときは、市長は、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

第14条 条例第35条第1項に規定する別に定める基準は、次に掲げる廃棄物を搬入しないこととする。

(1)～(10) 略

(11) 紙又は紙製品が一般廃棄物となったもののうち再生利用が可能なもの

(12) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、焼却又は破碎による処分を行う施設に搬入しようとする場合にあつては、条例別表第1備考1に規定する特定資源ごみのうち、再生利用をすることができるもの

条例別表 備考

- 1 「特定資源ごみ」とは、缶、ガラスびん、ペットボトル（市長が指定するものに限る。）並びにプラスチック製の容器及び包装（市長が指定するものに限る。）をいう。